

「成年後見制度」について 学んでみませんか？



問合せ 高年介護課 ☎ 57-5200

高齢者

成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分ではない方の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援する制度です。成年後見人や保佐人、補助人が本人に代わって預貯金や財産を管理し、介護サービスなどの契約手続きを行い、本人の財産や権利を守ります。

寸劇で楽しく学ぶ

はじめての成年後見制度講座

〜将来にそなえて
いまできることは??〜

物忘れが多くなってきた…、財産管理や契約が難しい…、などの理由で将来に不安を感じていませんか。住み慣れた場所で安心して自分らしく暮らすための「成年後見制度」について寸劇を通してお伝えします。

講師 合同会社みかずき

まきうえかずき
牧上一成さん、穂波正子さん、
うえだけいこ
上田恵子さん

参加費 無料

申込み 各日程の10日前までに氏名、参加人数、参加日、電話番号、要約筆記・手話通訳の希望有無を窓口・TEL・

MAIL・X-RJ

※定員を超えた場合は抽選



日時・場所・定員

期日	時間	場所	定員
8月27日(土)	13:30～15:30	市民文化会館 (昭和町2)	80人
9月17日(土)		荘川総合文化センター (荘川町新洲)	30人
10月25日(火)	19:00～21:00	虹流館くぐの (久々野町無数河)	40人
11月1日(火)		国府交流センター (国府町広瀬町)	40人

※全会場同じ講座内容です

問合せ 成年後見支援センター(福祉課内)

☎ 35-3359、FAX 35-3165

☎ 35-3359、FAX 35-3165
✉ seinenkoken@takayamashakyo.net

ご利用ください

地域包括支援センター 成年後見支援センター

介護が必要かもしれない、判断する力が落ちてきたかもしれない…そんな時は、ぜひご相談ください。

● 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるように介護・医療・保健・福祉などの相談を受け付けます。

問合せ 地域包括支援センター

☎ 35-2940 FAX 35-3165

● 成年後見支援センター

成年後見制度の利用に関する相談を受け付けます。

問合せ 成年後見支援センター

☎ 35-3359 FAX 35-3165

※相談日時は、いずれも(月)～(金)の午前8時30分～午後5時15分(祝日、年末年始を除く)

※場所は、いずれも福祉課内(本庁1階)。支所地域では、各支所のセンターの職員が相談を受け付けます。